

文京区立本郷台中学校

校内生活のきまり

【本郷台中の生活目標】

①あいさつができる ②身だしなみを整える ③時間を守る（5分前行動）

～ 自ら学び、考え、行動し、当たり前のことを

当たり前に行えるようになるろう ～

【本郷台中の挨拶標語】

挨拶で心が通う本郷台



- 一つ一つの挨拶をきちんと行い、自他共に認め合う集団にしていきたい。
- 挨拶で気持ち（心）が通じ合い、絆が深められる学校にしていきたい。

1 本郷台中学校(台中)の一日の生活

【 時 程 】

登校	7:45~ 8:20
予鈴	8:15
出席確認	8:20
朝読書	8:20~ 8:30
朝学活	8:30~ 8:35
朝礼(月曜)	8:20~ 8:35
授業	50分授業
1時間目	8:45~ 9:35
2時間目	9:45~10:35
3時間目	10:45~11:35
4時間目	11:45~12:35
給食	12:35~13:05
昼休み	13:05~13:25
予鈴	13:25
5時間目	13:30~14:20
6時間目 (月・水曜以外)	14:30~15:20
終学活 (月・水曜のみ)	15:20~15:30 (14:20~14:30)
清掃 (月・水曜のみ)	15:30~15:45 (14:30~14:45)
下校 (月・水曜のみ)	15:45 (14:45)
放課後の活動	【優先順位】 ①生徒会活動 ②学級活動 ③部活動

- (1) 登 校 ①朝は余裕をもって7:45~8:15の間に登校しましょう。生徒のみなさんの安全確保の理由から、自転車通学は認めていません。
②8時15分の予鈴で着席をして、読書が始められるようにしましょう。8時20分の本鈴で着席できていないと遅刻になります。
- (2) 朝 読 書 ①心を静めて、自主的に取り組みましょう。
②図書委員の指示に従いましょう。
- (3) 朝 学 活 ①元気よくあいさつをして、気持ちよく1日をスタートさせましょう。※挨拶は語先後令(言葉が先で令が後)。
②担任の先生からの連絡をしっかりと聞きましょう。提出物等を回収します。8時35分のチャイムまでは教室を出ないようにしましょう。
- (4) 授 業 ①チャイム前着席を守りましょう。許可無く、立ち歩くことはできません。
②教科書や体育着、運動靴などの貸し借りはやめましょう。
- (5) 休み時間 ①次の授業の準備をする時間です。トイレを済ませたり、特別教室へ移動したり、体育の更衣をする時間です。手際よく準備をしましょう。
②他クラスの教室に出入りしては いけません。
- (6) 給 食 ①4時間目の授業が終了後、手を洗い、給食当番はすみやかに準備を始めましょう。
②食事が終わっても席を離れず、給食終了のチャイムまで、教室で待機していきましょう。
- (7) 昼 休 み ①予鈴が鳴ったら遊ぶのをやめて、5時間目の授業の準備を始めましょう。
②ボールやフリスビーは、きちんと片付けましょう。
- (8) 終 学 活 ①1日を振り返るとともに、次の日の予定や持ち物を連絡します。
②しっかりあいさつをして、1日を締めくくりましょう。
- (9) 清 掃 ①担当する場所を、責任をもって掃除しましょう。
②班長は、担当の先生に報告し、道具を片付けて終了のあいさつをします。
- (10) 下 校 ①帰りの学活・清掃後、用のない人は速やかに下校しましょう。再登校する場合は、標準服(制服)・体育着・部活動指定着で登校します。(自転車不可)
②寄り道せず帰りましょう。塾や図書館などに行くときは、1度家に帰り、着替えをしてから向かいましょう。
- (11) 放課後の活動 ①生徒会・委員会活動や学級活動などで、放課後活動する場合は、担当の先生の指示に従って活動を行います。
- (12) 部 活 動 ①顧問の先生が不在の場合は活動できないことがあります。18:30完全下校です。解散後は、寄り道をせずに速やかに帰宅しましょう。
②その他の詳細は、4月に配付する「部活動のきまり」に従って活動しましょう。

2 朝礼について

(1) 内容

- ①全校朝礼 あいさつ→校長講話→(表彰)→生活指導主任の話→諸連絡
- ②生徒会朝礼 あいさつ→生徒会長の話→各委員長の話→(生活指導主任の話※任意)→諸連絡
- ③学年朝礼 学年毎に場所を分かれて、生徒が司会となって集会を行います。

(2) 注意事項

- ①毎週月曜日 8:20~8:35に行います。場所は体育館です。(気象・気温の状況により、放送もある)
- ②朝礼のあるときは、教室に荷物を置き、体育館へ集合します。
- ③準正装(夏季以外は、ブレザー・ネクタイ・リボン・シャツ着用)で身だしなみを整えて参加します。

3 昼休みの過ごし方について

(1) きまり

- ①昼休みの時間(13:05~25)を守ってください。
- ②遊び場所は、学年で校庭・体育館・中庭をローテーションします。職員室前に生徒会が作成した昼休み開放ボードをみて、昼の放送で放送委員会が連絡します。
- ③昼ボールケースのカギは、当該学年の教員に開錠してもらおう。
- ④体育館の遊び場所はアリーナのみです。舞台や倉庫内、ギャラリーで遊ぶことは禁止です。
- ⑤体育館でのボールを蹴る行為は禁止です。(バスケットボール・バレーボール)

4 保健室の利用について

- ・ケガをしたり、体調が悪くなったりしたときは、原則として保健給食委員に付き添ってもらい、保健室で手当てを受けましょう。ただし、急患以外の利用は休み時間のみとします。

5 欠席・遅刻・早退等の連絡について

- ・欠席、遅刻、早退をする場合は、原則「Home&school」にて保護者が連絡する。緊急の場合など、8:00~8:10の間に電話連絡を行います。
- ・遅刻をした場合は、職員室によってから教員付添いのもと自分の教室へ向かいましょう。

6 職員室の入室について(もっとも身近な大人の世界です。マナーを覚えましょう)

*扉を開けたら「失礼します」と言って一歩中に入りましょう。

*用件を伝えたい先生を呼びましょう。「〇〇先生、お願いします」など・・・。

もし、先生がいなかったら・・・、「△△先生、〇〇先生はどちらにいらっしゃいますか？」など必要な声かけをしましょう。急用でなければ、「失礼しました」と退室してもかまいません。

*再登校でワークやプリントなどの提出物を持ってきたときには、直接手渡しするのが基本です。もちろん「遅れてすみません」と一言付け加えることも忘れずに。

*授業の連絡や提出物などで入室するときは、カバンなどの持ち物は廊下に置いてから入室しましょう。

また、冬季は、マフラーやコートなどをとってから入室しましょう。

職員室は先生方が仕事をする場です。きちんとしたマナーを身に付けて入室しましょう。

7 通学靴・上履き

- ・通学用は運動靴または革靴を使用する。
- ・体育等の授業に支障のないように運動靴は、必ず準備する。
- ・上履きは、学校指定のものを着用する。かかと部分を潰して履くことは禁止する。

8 頭髪

- ・清潔に整える。不快感・威圧感を与える髪型は好ましくない。
- ・脱色、染髪、パーマ、(ソフト)モヒカン等の髪型は認めない。
※高校の面接等で不適切だと思われる髪型は認めない。整髪料は使用しない。
- ・肩にかかる髪は結ぶ。(部分結びではなく、しっかりと束ねる)
- ・髪留めについては、ゴムとピンのみとし、地味な色のものを使用する。(黒・紺・茶)
- ・化粧やアイプチをしたり、ピアスやネックレス、カラーコンタクト等の装着はしない。

9 持ち物

- ・生徒IDカードは、原則として常に携帯する。
- ・通学カバンは、リュックサック(ディパック)、学生カバン、スポーツバッグとする。
- ・スマートフォンやゲーム機、授業に関係のない物(危険物、玩具類、マンガ、雑誌、化粧品、CD、DVD、ゲームソフト、アメ・ガムなどのお菓子類)の持ち込みは禁止する。無香料・無着色のハンドクリーム、リップクリームは持参可。
※不要物を持ってきた場合は職員室で預かり、保護者へ返却する。
- ・原則として、貴重品の金銭・腕時計・スマートフォンは持ってこない。公共交通機関を利用するなどの事情により、スマートフォン・腕時計・交通系ICカード等が必要な場合は、朝の登校時に職員室に預ける。
- ・個人の持ち物には記名する。
- ・遺失物・拾得物は担当の教員に届け、手続きをとる。
- ・現金を含めた私物、教科書、体育着、運動靴等生徒同士の貸し借りをしない。
- ・通年で水筒を持参してもよい。中身は水、お茶、スポーツドリンクのみとする。
- ・持参が許可されている物であっても、防犯上の観点から高価なものは原則持参しない。

10 ロッカーの使用の仕方

- ・指定された番号のロッカーを使用する。
- ・ロッカーからはみ出さないよう整理整頓し、縦入れで収納する。(生活委員会による整理整頓チェック)
- ・日常的に使用する学習教材の持ち帰りは、お子さまが家庭学習の計画を立て、必要な学習教材のみ持ち帰る。

本郷台中 選べる標準服(ジェンダーレス標準服)R7.4

1 標準服

【冬 標準服】 ①～④のアイテムを組み合わせる。

※Ⅰ型が男子、Ⅱ型が女子の体型に合わせて作られています。

① プレザー(指定) …紺色、シングル式2つボタン(銀ボタンも指定)

Ⅰ型「左前ボタン」

or

Ⅱ型「右前ボタン+グレンチェックベスト」



② ボトム(指定)

③ ワイシャツ

Ⅰ型「冬用スラックス」 or Ⅱ型「冬用グレンチェックスカート」

Ⅰ型「白 左前ボタン」 or Ⅱ型「白 右前ボタン」



ベルト装着



丈は膝がまっすぐ立った状態で見えるもの



※ボタンダウンは不可

④ ネクタイリボン(指定)

Ⅰ型「ネクタイ」 or Ⅱ型「リボンタイ」



※儀式行事以外は、任意で着用

【冬 標準服 組み合わせの見本】

Ⅰ型

Ⅱ型



Ⅰ・Ⅱミックス



【夏 標準服】 ①②のアイテムを組み合わせる。

※ I型が男子、II型が女子の体型に合わせて作られています。

① シャツ (ボタンダウン不可)

「ポロシャツ (半袖)」

※紺色、無地 (小さめのワンポイント可)、
ポケットなし



or 「I・II型 ワイシャツ白 (半袖・長袖)」



※「II型 ワイシャツ白 右前ボタン (半袖・長袖)
+ 「グレンチェックベスト」 (任意として着用可)



② ボトム (指定)

I型 「夏用スラックス」 or II型 「夏用グレンチェックスカート」



ベルト装着



丈は膝がまっすぐ立った
状態で隠れるもの

【夏 標準服 組み合わせの見本】

I型



II型



2 共通項目

(1) 肌着・靴下について

- ①肌着…白色、ベージュ等の無地のもの。
- ②くつした…白、黒、紺、灰色。小さなワンポイントは可。柄、ラインの入ったものは不可。くるぶしが常に隠れる長さ。

(2) 防寒着について（冬服時、希望者のみ着用）

- ①ニットベスト…スクールベスト。紺、黒、灰色、白。無地（小さめのワンポイント可）。ブレザーの裾から出ないもの。
 - ②ニットセーター…スクールセーター。紺、黒、灰色、白。無地（小さめのワンポイント可）。
基本的にはVネックのもの。ブレザーの裾や袖から出ないもの。
※セーター着用の場合は、中にグレンチェックのベストを着用するかは任意とする。
 - ③カーディガン…①②と同様。
 - ④コート…紺、黒、灰色は可。ピーコート・ダッフルコートのみ可。
 - ⑤マフラー…華美でないもの。ネックウォーマーも可。
 - ⑥タイツ…黒のみ可。厚さが薄すぎるもの、柄やラメの入ったものは不可。
- ※防寒着の扱いについて…標準服で寒い場合等の体温調節に用いる。そのため、登下校時にブレザーを持参せずに、防寒着を着用することはできない。ただし、校内では着脱の利便性を考慮し、ブレザーを着用せずに防寒着を着用することは可。

(3) ネクタイ・リボンについて

- ・冬の標準服を着用する場合でもネクタイ・リボンはつけなくてもよい。つける場合には、必ず第1ボタンを閉める。
- ・儀式的行事で冬の標準服を着用する場合は、必ずネクタイ・リボンをつける。（3の③を参照）

(4) 校章

- ・男女問わず、上着の前襟（左側）に校章をつける。
（校章は、入学式にPTAより入学の記念品として配付される。）

3 衣替え・式典・儀式的行事などの服装について

①衣替えについて

- ・期間を定めずに、気候や自分の体調に合わせて、各家庭で着衣の判断をする。

②式典などの服装

- ・入学式、卒業式など来賓をお招きする式典では、冬標準服を着用し、原則、防寒着は着用しない。
※ただし、タイツの着用は可。

③儀式的行事（始業式・終業式・修了式）の服装

- ・1、3学期始業式、2学期終業式、修了式 冬標準服を着用する。
- ・1学期終業式、2学期始業式 夏標準服を着用する。

生徒会会則

第1章 総 則

第1条〔名称,本部〕 本会は,文京区立本郷台中学校生徒会とし,本部を文京区立本郷台中学校(以下,本校)に置く。

第2条〔会員〕 本校生徒全員が,本校の会員となる。

第3条〔活動〕 本会は,生徒会の活動に関する計画,立案,審議,討論,議決,実施,反省などを行う。

第4条〔運営〕 本会は,本校の教育目標を達成するために,教職員の指導助言のもとで運営される。

第5条〔顧問〕 教職員を,本会の顧問とする。

第6条〔時期〕 本会は,年間を前期・後期の二期に分け活動をする。

第2章 組織及び機関

第7条〔組織〕 本会は,次の組織で運営される。

- 1.生徒総会
- 2.中央委員会
- 3.学級委員会
- 4.専門委員会
- 5.学級会
- 6.特別委員会
- 7.役員会

第8条〔生徒総会〕 生徒総会は,本会の議決機関である。

第9条〔中央委員会〕 中央委員会は,各専門委員会委員長,各学級委員及び役員により構成される。

第10条〔学級委員会〕 学級委員会は,各学級男女各1名の代表により構成される。

第11条〔専門委員会〕 本会には,常設の専門委員会として次の委員会を置き,各学級男女各1名の委員により構成される。

- ・生活
- ・美化
- ・放送
- ・図書
- ・保健・給食

第12条〔学級会〕 学級会は,各学級の生徒全員により構成される。

第13条〔特別委員会〕 常設されていない委員会を設けることができる。

第14条〔特別委員会の規則〕 特別委員会の規則は,別に定める。

第15条〔役員会〕 役員会は,生徒会長1名,副会長2名,役員4名により構成される。

第3章 生徒総会

第16条〔生徒総会の開会〕 生徒総会は,少なくとも年に1回は開かれる。また必要に応じて,生徒会長が召集するか,会員の4分の1以上の要求がある場合に,開くことができる。

第17条〔生徒総会の成立〕 生徒総会は,会員の4分の3以上の出席をもって成立する。

第18条〔生徒総会の議決に必要な人数〕 生徒総会の議決は,出席者の過半数を必要とする。

第4章 役 員

第19条〔役員の任期〕 役員の任期は,約1年間とする。

第20条〔役員の選出〕 役員は,別に定める選挙規約に限り,毎年9~10月に行われる全校生徒の投票によって選出される。

- 第21条〔生徒会長の役割〕 生徒会長は、本会の代表であり、本会の活動が順調に働くように会全体をまとめる。
- 第22条〔生徒会長の権限〕 生徒会長は、生徒総会、中央委員会、役員会を召集する権限を持つ。
- 第23条〔副会長の役割〕 副会長は、生徒会長を助け、その代理を務めることもできる。
- 第24条〔役員の仕事〕 役員は、生徒会長、副会長と協力し、本会の活動が順調に働くようにする。
- 第25条〔欠員の補助〕 役員に2名以上の欠員が生じ、本会の活動に大きな支障が出ると予想されるときは、補欠選挙を行う。
- 第26条〔補欠役員の任期〕 補欠役員の任期は、欠員となった役員の残りの期間とする。
- 第27条〔役員のリコール〕 役員のリコールは、会員の4分の1以上の解職請求によって発議される。
- 第28条〔リコールから解職まで〕 生徒会長への解職請求が発議された時は副会長が、生徒会長以外への役員への時は生徒会長が、生徒会長および両副会長を含む役員への時はすべての役員をのぞく中央委員会が、発議が出されて1ヶ月以内に特別総会を開かなくてはならない。
- 第29条〔特別総会の議決に必要な人数〕 特別総会の議決には、会員の過半数を必要とする。

第5章 会の運営

- 第30条〔運営〕 本会は、この会則に従い運営をしなければならない。
- 第31条〔運営の細則〕 この会則に反しない範囲で、中央委員会での決定により、細則を定めることができる。

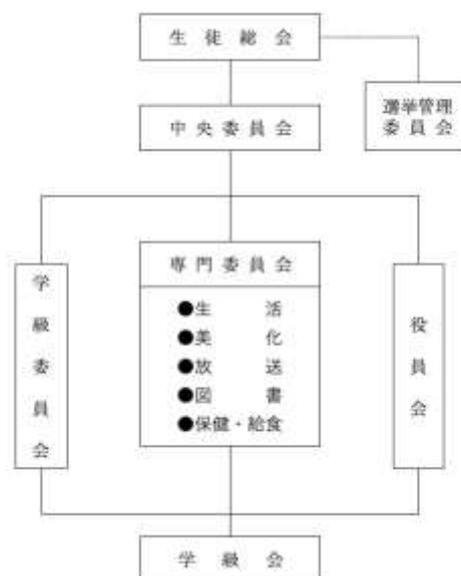
第6章 改正

- 第32条〔会則改正の発議〕 この会則の改正は、会員の2分の1以上、または中央委員会の総委員の3分の2以上が必要と認められたとき、会則改正を発議できる。
- 第33条〔会則改正の手続き〕 会則改正の発議がされたときは、生徒会長が発議された日から長期休業を除く30日以内に、会則改正のための生徒総会を召集しなければならない。
- 第34条〔改正案の告示〕 生徒会長は、会則改正のための生徒総会を開催する1週間前に、召集日時とその案を会員に告示しなければならない。
- 第35条〔会則改正に必要な人数〕 会則改正のための生徒総会には、会員の5分の4以上の出席が必要であり、議決には出席者の4分の3以上が必要である。

付 則

- ・ この会則は、令和3年度の全校集会の承認を得て、令和4年4月1日より施行する。

生徒会組織図



生徒会役員選挙規約

第1条 生徒会役員（以後、役員とする）とは、生徒会規約により次の役職の7名をいう。

会長（2年1名） 副会長（1,2年各1名） 役員（1,2年各2名）

第2条 毎年9月以降に選挙を行い、翌年あらたに役員が選ばれるまでを任期とする。

第3条 生徒会役員の再任はかまわない。

第4条 選挙権は全会員がもち、被選挙者は1,2年がもち。

第5条 選挙の一切の事務は、選挙管理委員会（以下、選管とする）が行う。

第6条 選挙管理委員（以後、委員とする）は立候補者、応援演説者にはなれない。又、選挙活動を行うことはできない。

第7条 委員は各学級から1名を選出し、委員長を互選して決める。

第8条 当選者の公示後1週間を選管への異議申立期間とする。

第9条 選管は選挙結果の公示後1週間を経て解散する。

第10条 選管は次の仕事を行う。

- 1.立候補者の受付及び公示
- 2.選挙広報・選挙活動計画の作成
- 3.投票用紙の作成と管理
- 4.投票の形式の決定
- 5.投票の管理及び立会人となること
- 6.開票及び当選者の決定とその公示
- 7.その他必要な事

第11条 立候補者は役職ごとに立候補し、定められた書式に、立候補者・応援演説者の氏名・所属学年学級を記入し、選管に届ける。

第12条 選挙は投票により、全校一斉に行う。

第13条 当選者は投票の多い順に確定する。信任投票の場合、有効投票数の過半数を得た場合、信任される。

得票が同数で当選者が決まらない場合は、その者についてのみ再選挙を行う。

第14条 各役職の学年ごとの立候補者が定数に満たなかった場合は、選管で検討する。

第15条 以上の規約は、生徒総会で改正できる。